

平成30年度 JAいわてグループ農業担い手サポート事業 概要一覧表

| NO | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 助成内容 |
|----|------------|-------------------|--|---|
| 1 | 新規就農応援事業 | (1)新規就農者営農支援事業 | (1)独立新規就農者（親元・雇用就農者は対象外） ・認定新規就農者かつ独立就農者 ・就農後3年以内かつ18歳以上45歳未満 ・申請時点で営農しており、今後も継続する見込み | (1)年間30万円／人（1人あたりの申請は3回まで） |
| | | (2)新規就農研修支援事業 | (2)研修受入先（農家、農業法人、生産者組織等） ・恒常的かつ1年以上にわたって実施される実践的研修 ・研修生が①18歳以上65歳未満かつ②独立就農者もしくは親元就農後5年以内に経営継承が見込まれる方 | (2)研修生1人あたり月額3万円または1万円（研修生1人あたり24か月分まで） ※指導・育成体制が充実している先 ⇒3万円 上記以外 ⇒1万円 |
| 2 | 就農者支援対策事業 | (1)新規就農者育成対策助成 | (1)行政の助成対象外の新規就農者 ・新規就農から3年以内の個人担い手 ・過去・将来に渡って行政からの新規就農に係る助成を受けない者 ・他のサポート事業、JA全農いわての助成と重複しない者および以前に当事業を利用していない者 ・JAから営農計画策定について指導を受けている者 ・平成27年4月1日以降就農したことを証明できる者 | (1)生産費用（種苗・肥料・農薬・材料・荷造費用）および配合飼料代金の1/4とし、上限は50万円／人 |
| | | (2)後継就農者育成対策助成 | (2)行政の助成対象外の後継就農者 ・後継就農から3年以内の個人担い手 ・過去・将来に渡って行政からの後継就農に係る助成を受けない者 ・他のサポート事業、JA全農いわての助成と重複しない者および以前に当事業を利用していない者 ・JAから営農計画策定について指導を受けている者 ・平成27年4月1日以降経営権移譲または名義変更した者 | (2)生産費用（種苗・肥料・農薬・材料・荷造費用）および配合飼料代金の1/4とし、上限は50万円／人 |
| | | (3)若手・女性農業者育成対策助成 | (3)若手・女性農業者でグループ活動を行うグループ ・若手担い手（平成30年4月1日現在50歳未満）もしくは女性農業者で構成する3人以上のグループ ・調査・研究テーマ等についてJAと事前協議の実施 ・SCが主催する若手担い手グループ取組成果発表会への参加 ・JA同席の計画検討会等を開催および活動記録を作成 | (3)調査・研究費用として1グループ当たり30万円を上限 |
| | | (4)担い手資格取得助成 | (4)65才以下の農業従事者 ・対象資格は下記のとおり ・大型特殊、同（農耕用）けん引免許 ・フォークリフト等農作業時に必要な資格 | (4)資格取得費用（入学料、テキスト代、講習・検定料）の1/4とし、1資格当たり2万円、1人当たり5万円を上限 |
| 3 | 米穀関係支援対策事業 | (1)フレコン出荷運賃助成 | (1)フレコン施設を所有する個人・集落営農組織・農業法人 ・平成30年産米 ・飼料用米以外：1等、飼料用米：合格品 ・適正な基準、栽培方法での生産、栽培履歴の記帳 | (1)フレコン袋で検査場へ持込む場合の運賃助成として、1,080kg／本の場合900円／本、飼料用米で1,080kg／本、調整以外はバラ扱いとし0.5円／kg |
| | | (2)麦・大豆土壌改良資材助成 | (2)転作作物として麦・大豆を生産する個人・集落営農組織・農業法人 ・平成30年産麦・大豆用として平成29年10月以降購入分 ・効果測定のためのアンケートに協力できる者 | (2)平成30年産麦・大豆生産用として購入したてんろ石灰、てんろタンカルの購入費用の1/4、上限は10万円 |
| | | (3)大豆種子消毒資材助成 | (3)転作作物として大豆を生産する個人・集落営農組織・農業法人 ・平成30年産大豆用として平成29年10月以降購入分 ・効果測定のためのアンケートに協力できる者 | (3)平成30年産大豆種子消毒用として購入したクルーザーMAXXの購入費用の1/4、上限は10万円 |
| | | (4)米穀関係作業効率化資材助成 | (4)飼料用米を生産しフレコン出荷をする個人・集落営農組織・農業法人 ・平成30年産飼料用米用として、平成30年4月以降購入分 | (4)平成30年産飼料用米用として購入したフレコンバックおよびパレット購入費用の1/4、上限は5万円 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 助成内容 |
|----|---------------|--------------------|---|---|
| 4 | 園芸関係支援対策事業 | (1)園芸関係労力支援・導入対策助成 | (1)作物別に面積拡大のための労働力を導入した個人・集落営農組織・農業法人 面積要件：単年度に以下の面積を拡大 ・果菜類10a以上、ほうれんそう10a（実面積）、キャベツ・レタス・ブロッコリー・アスパラガス・ねぎ100a以上、生しいたけ2,000玉以上、りんご30a以上、りんどう20a以上、小菊30a以上 | (1)生産拡大のために雇用導入経費（労賃含む）に対して、10万円を限度に1/4を助成する |
| | | (2)連作障害対策資材助成 | (2)土壌消毒による防除および土壌改良対策を実施する個人・集落営農組織・農業法人 ・連作障害対策用として平成29年10月以降購入分 ・効果測定のためのアンケートに協力できる者 | (2)連作障害対策のため土壌消毒用として購入した農薬（クローロピクリン、ガスタード、キルパー等）および土壌改良資材（てんろ石灰、てんろタンカル）の購入費用の1/4とし、上限は10万円 |
| | | (3)自動点滴灌水装置導入助成 | (3)灌水対策として、自動点滴灌水装置を導入する個人・集落営農組織・農業法人 ・5万円以下の装置は対象外 ・行政等他からの助成を受けていないこと ・導入展示圃場の概要と設置結果報告書を提出すること | (3)展示圃場運営に係る生産費用および圃場管理費として、上限は5万円 |
| | | (4)園芸関係作業効率化資材助成 | (4)園芸作物生産および加工業務用野菜に取組む個人・集落営農組織・農業法人 ・対象資材は、パレット、生分解性マルチ、コンテナとする ・平成30年4月以降購入分とする | (4)パレット、生分解性マルチ、コンテナの購入費用の1/4とし、上限20万円 |
| 5 | 畜産・酪農関係支援対策事業 | (1)和牛繁殖牛導入助成 | (1)新たに和牛繁殖に取組む個人・集落営農組織・農業法人 ・血統資格を有した繁殖用雌子牛または妊娠牛 ・平成30年4月以降購入分とする | (1)繁殖用雌子牛または妊娠牛の購入費用の1/4とし、上限は100万円 |
| | | (2)牛温恵導入初期費用助成 | (2)分娩事故減少のため牛温恵を導入する個人・集落営農組織・農業法人 ・行政等他から助成を受けていないこと ・平成30年4月以降導入分とする ・効果測定のためのアンケートに協力できる者 | (2)牛温恵導入初期費用の1/4とし、上限は15万円 |
| 6 | 営農関係支援対策事業 | (1)農作業効率化機器リース料助成 | (1)農作業効率化機器をリースにより取得する個人・集落営農組織・農業法人 ・対象：フレコン設備、農業用機械、フォークリフト、パイプハウス型簡易保管庫および農業ICT関連機器 ・行政等他からの助成を受けていないこと | (1)リース料総額の5%とし、上限は20万円 |
| | | (2)農作業効率化機器レンタル料助成 | (2)農作業効率化機器をレンタルする個人・集落営農組織・農業法人 ・行政等他からの助成を受けていないこと | (2)レンタル料金の1/4とし、上限は5万円 |
| | | (3)外国人技能実習生受入助成 | (3)外国人技能実習生を受入れる生産者およびJA ・対象生産者は、地域農業の模範的営農を実践し、意欲の高い農家でJAが推薦する生産者 ・対象JAは上記の生産者を有し、実習生の受入体制が整備されたJA | (3)外国人技能実習生最終選考に係る渡航費用として、受入生産者およびJA担当者5万円/人を上限とする。但し、1JAあたりの上限は、受入生産者数10戸以下は10万円、11～30戸以下は25万円、31戸以上は50万円とする。また、JAで設置する相談員の派遣費用として、1,500円/日とし、上限は2万円/人 |
| | | (4)6次産業化助成 | (4)6次産業化に取組むJA・個人・集落営農組織・農業法人 ・JAの管内において生産された農畜産物を主原料とし、新たな商品開発および販売促進するもので事業効果が見込めるもの ・人件費、旅費・交通費、固定資産取得費用および交際費は助成対象外 | (4)商品開発費および販売促進経費の1/2とし、上限は20万円 |

| NO | 事業名 | 事業内容 | 対象者 | 助成内容 |
|----|--------------------------|---|--|---|
| 7 | 農業近代化資金借入に係る保証料助成事業 | 農業近代化資金の保証料助成 | 農業近代化資金を借入し、農信基の保証料を一括前払いにて支払った借入者 | J Aまたは信連から借入した農業近代化資金にかかる保証料の全額助成 |
| 8 | 担い手応援資金借入に係る保証料助成事業 | 担い手応援資金の保証料助成 | 担い手応援資金を借入し、農信基の保証料を一括前払いにて支払った借入者 | J Aまたは信連から借入した担い手応援資金にかかる保証料の全額助成 |
| 9 | J A農機ハウスローン等借入に係る保証料助成事業 | 農機ハウスローン・農機ローンの保証料助成 | 農機ハウスローン・農機ローンを借入し農信基の保証料を一括前払いにて支払った借入者 | J Aから借入した農機ハウスローン・農機ローンにかかる保証料の全額助成 |
| 10 | 農業経営体法人化支援対策事業 | 法人化にかかる会合・集会等の会場代、お茶代、弁当、資料代、講師謝礼及び登記費用の助成 | 法人化しようとする個人経営体および集落営農組織等 | <ul style="list-style-type: none"> 対象費用の1/2以内（千円未満切捨て）、上限は50万円 会議、講習会・研修会については、1開催あたりの上限は10万円 ただし、個人経営体は、会議費用（会場費、お茶代、弁当代）は対象外 |
| 11 | コンサルタント費用支援事業 | 農業法人等の課題解決にかかる専門コンサルタント費用の助成 | 岩手県内に拠点を置く農業法人等 | <ul style="list-style-type: none"> 1法人あたり年3回までの相談費用 専門コンサルタントへの相談費用（コンサルタント代金および交通費）の1/2、1回あたりの上限10万円 |
| 12 | 輸出用米振興対策事業 | 輸出用米に取り組む個人等に対する助成 | 輸出用米に取り組む個人・集落営農組織・法人等とし、J Aが認める者 | <ul style="list-style-type: none"> 輸出用米の流通経費 作付面積10aあたり5,000円 |
| 13 | 輸出促進対策事業 | 新たな販路拡大に向けて、海外商談会等への参加、現地バイヤーへのPR・セールス等に係る費用の助成 | J A・農業法人・農業者等 | <p>海外商談会等における費用に対して助成</p> <ul style="list-style-type: none"> 1事業対象者あたり50万円が上限 輸送経費、現地での通訳・アシスタント手配費用、海外保険費用 <p>※ 出展費用、渡航費用、現地滞在費用は対象外</p> |
| 14 | 労働力確保対策事業 | 農業専門求人サイトの掲載料助成 | 求人募集する農業法人・農業者及びJ A | 12か月掲載、21求人200万円（1J A 3求人） （求人者の負担なし） |